

大川広域行政組合物品購入契約約款

〔平成18年3月24日
約款第1号〕

改正 平成18年12月18日約款第3号 平成20年3月21日約款第1号
平成21年4月14日約款第1号 平成22年3月25日約款第1号
平成23年3月23日約款第1号 平成26年3月7日約款第1号
平成28年3月25日約款第1号 平成29年3月31日約款第1号
令和2年4月1日告示第4号

(総則)

- 第1条 この約款において、「発注者」とは、大川広域行政組合又はその委任を受けた者を、「受注者」とは、売主をいう。
- 第2条 受注者は、この契約書（物品購入契約書（様式第1号）又は物品購入単価契約書（様式第2号）並びにこの約款をいう。以下同じ。）に基づき、仕様書及び図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、契約物品を発注者に納入しなければならない。
- 2 発注者又は受注者の都合により、契約物品を分割して納入する必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 契約金額にこん包に要する経費及び運賃を含む場合は、発注者と受注者において事前に協議するものとする。
- 4 第1項の規定による見本がある場合は、発注者と受注者とが協議の上必要と認める期日まで発注者が保管するものとする。
- 5 受注者は、仕様書等に疑義がある場合は、発注者の定めるところによらなければならない。
- 6 単価契約に係る売買数量は、契約期間中における発注者の需要量とし、発注者は必要の都度別途発注するものとする。
- 7 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言葉は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約保証金)

- 第3条 受注者は、契約保証金を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金を発注者に納付しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が契約の履行を完了したときは、契約保証金を受注者に返還するものとする。
この場合には、利息は付さない。
 - 3 前項の保証に係る契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
(契約保証金の帰属)
- 第4条 契約保証金は、受注者が契約上の義務を履行しないときは、大川広域行政組合に帰属する。
- 2 契約保証金は、当該契約に伴う一切の損害の賠償又は違約金に充当することができる。
(権利の譲渡等)
- 第5条 受注者は、契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
(契約の変更)
- 第6条 発注者は、約定した規格、数量、納入期限、納入場所その他の契約内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して物品購入変更契約書(様式第3号)により契約を変更することができる。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
(予期することができない異常発生の場合の変更)
- 第7条 発注者又は受注者は、この契約の締結後納入期限までに又は契約期間内に契約締結のときに予期することができない異常な理由の発生等により、契約金額又は契約単価が著しく不適當となったときは、契約内容の変更を求めることができる。この場合において、変更後の契約内容は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 受注者は、契約物品の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに契約物品を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。この場合において、その納入期限は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
(危険負担)
- 第8条 契約物品について、次条第1項に規定する検収に合格するまでに生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。
(検収及び所有権の移転)
- 第9条 受注者は、契約物品を完納したとき、又は第2条第2項の規定による分割納入をしたときは、大川広域行政組合契約規則(昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第4号)第31条第2項に規定する検収を受けるものとする。ただし、単価契約に係る物品については、納品書等をもって検収に代えることができる。
- 2 契約物品の所有権は、前項の検収に合格したときをもって、受注者から発注者に移転するものとする。
 - 3 受注者は、第1項の検収に合格しない契約物品について、発注者から交換を求められたときは、速やかに、これを引き取り、これに代わる物品を納入しなければならない。
 - 4 第1項の検収のため契約物品に生じた変質、変形、消耗、き損等の損失は、受注者が負担しなければならない。
(代金の支払)

第10条 受注者は、契約物品を完納し、当該物品が前条第1項に規定する検収に合格したときは、契約金額又は単価契約に係る納入物品の代金（以下「契約金額等」という。）を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額等を支払うものとする。

（遅延利息）

第11条 発注者は、その責めに帰する理由により前条第2項に規定する支払期間内に契約金額等を支払うことができないときは、受注者に対し、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延利息を支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（部分払）

第12条 受注者は、第2条第2項の規定による分割納入に係る物品が第9条第1項に規定する検収に合格したときは、当該分割納入に係る物品の代金相当額の請求を行うことができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、その支払については、第10条第2項の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第13条 発注者は、第9条第1項に規定する検収を行った契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定めがある場合を除き、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 第1項から前項までに規定する追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、第9条第2項に規定する検査に合格した日から2年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

6 発注者は、第8条第1項に規定する検査を行った契約物品に契約不適合があることを知ったときは、第1項から第4項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに受注者に通知しなければ、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（納入期限の延長）

第14条 受注者の責めに帰すことができない事由により、納入期限までに契約物品を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要と認められるときは、納入期限の延長をしなければならない。この場合において、発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由により受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(発注者の解除権)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が納入期限までに契約物品を納入しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (3) 受注者が詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (4) 発注者の都合により契約の解除を必要とするとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の売払い等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第18条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項第1号から第3号の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、それぞれの場合につき契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約物品の納入が完了した場合も、同様とする。

3 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

- 4 第1項第1号から第3号の規定による契約解除の効果は、第2条第2項の規定による分割納入に係る物品については及ばないものとする。ただし、前2項に規定する契約保証金又は違約金については、この限りでない。
- 5 発注者は、第1項第4号の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 6 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第16条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この条において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下この条において「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項から第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。（賠償金の支払）

第17条 受注者は、前条第1項第1号から第4号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約物品の納入が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。
- 4 前3項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(履行妨害又は不当要求に対する措置)

第18条 受注者は、暴力団から不当又は違法な要求並びに業務妨害その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為（以下この条において「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届けるものとする。

- 2 受注者は、暴力団から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに所轄の警察署に被害届を提出するものとする。

(契約外の事項)

第19条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この約款は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この約款の施行の日の前日までに行った物品購入契約によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの約款の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年12月18日約款第3号)

(施行期日)

- 1 この約款は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の大川広域行政組合工事請負契約約款第35条第6項、第43条第2項及び第3項、第47条第3項、第49条第1項及び第2項並びに大川広域行政組合物品購入契約約款第11条中の「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める規定は、この約款の告示の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月21日約款第1号)

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月14日約款第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この約款は、告示の日から施行する。〔告示日 平成21年5月1日〕

(大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条による改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第3号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成22年3月25日約款第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この約款は、平成22年4月1日から施行する。
(大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月23日約款第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この約款は、平成23年4月1日から施行する。
(大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月7日約款第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この約款は、平成26年4月1日から施行する。
(大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月25日約款第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この約款は、平成28年4月1日から施行する。
(大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日約款第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この約款は、平成29年4月1日から施行する。
(大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年4月1日告示第4号)

(施行期日)

- 1 この約款は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この約款は、この約款の施行の日以降に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約

については、なお従前の例による。

- 3 改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第3号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

物 品 購 入 契 約 書

年 月 日

発注者 住 所
大川広域行政組合
管理者

印

受注者 住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

下記物品の購入について、発注者、大川広域行政組合と受注者、と
は、 各々の対等な立場における合意に基づいて、大川広域行政組合契約規則
（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第4号）第20条第6項の規定に
基づき管理者が定める大川広域行政組合物品購入契約約款により物品購入契約を締結
し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

なお、本契約の証として本書 通を作成し、当事者記入押印の上、各自1通を保有す
る。

記

物 品 名											
仕様書及び図面 又は見本	(別添のとおり)										
規 格											
数 量					単価	¥					—
契 約 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
契約金額のうち消費税 及び地方消費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
契 約 保 証 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納 入 期 限	年 月 日										
納 入 場 所											
摘 要											

- 備考 1 単価には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。
2 単価及び契約金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記
入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。

様式第2号（第2条関係）

物 品 購 入 単 価 契 約 書

年 月 日

発注者 住 所
大川広域行政組合
管理者

印

受注者 住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

下記物品の購入について、発注者、大川広域行政組合と受注者、と
は、 各々の対等な立場における合意に基づいて、大川広域行政組合契約規則
（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第4号）第20条第6項の規定に
基づき管理者が定める大川広域行政組合物品購入契約約款により物品購入単価契約を締
結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

なお、本契約の証として本書 通を作成し、当事者記入押印の上、各自1通を保有す
る。

記

物 品 名										
仕様書及び図面 又は見本	(別添のとおり)									
規 格										
契 約 単 価	単位			単価	¥				—	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日									
契 約 保 証 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
代金額の支払方法										
摘 要										

- 備考 1 単価には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。
2 請求の際の金額には、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。
3 単価及び契約保証金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入
するとともに頭書に¥の記号を付記すること。

様式第3号（第6条関係）

物 品 購 入 変 更 契 約 書

年 月 日

発注者 住 所
大川広域行政組合
管理者

印

受注者 住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

発注者、大川広域行政組合と受注者、 とが 年 月 日
に締結した物品購入契約書及び仕様書等（仕様書及び図面又は見本）の内容の一部を変
更する契約を締結し、その証として、本書 通を作成し、当事者記入押印の上、各自1
通を原契約書とともに保有する。

記

物 品 名											
変更後の仕様書及び図面又は見本	(別添のとおり)										
規 格	変更前										
	変更後										
数 量	変更前					単価	変更前	¥	—		
	変更後						変更後	¥	—		
原契約金額に対する増減金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
内 訳	増減事由										
原契約金額の増減金額のうち消費税及び地方消費税の額の増減金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納 入 期 限	変更前	年 月 日									
	変更後	年 月 日									
納 入 場 所	変更前										
	変更後										
摘 要											

- 備考 1 単価には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。
- 2 原契約金額に対する増減金額及び原契約金額の増減金額のうち消費税及び地方消費税の額の増減金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに増額の場合は頭書に¥の記号を付記し、減額の場合は頭書に¥△の記号を付記すること。